

○芦屋市情報公開条例施行規則

平成14年9月2日

規則第30号

改正 平成16年10月1日規則第45号

平成17年4月1日規則第12号

[行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う芦屋市規則で定める様式の整備に関する規則第1条による改正]

平成18年11月20日規則第76号

[芦屋市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則第1条による改正]

平成25年7月1日規則第31号

[芦屋市土地開発公社の解散に伴う関係規則の整理に関する規則第1条による改正]

平成26年4月1日規則第11号

[芦屋市情報公開条例施行規則及び芦屋市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正]

平成26年4月1日規則第20号

[芦屋市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則第1条による改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書の記載事項等)

第2条 条例第6条第1項の規定による公開請求は、公文書公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の請求書の記載は、日本語に限るものとする。

(公開請求の却下)

第3条 市長は、条例第6条第1項の規定による公開請求を受けた場合において、当該請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求を却下することができる。

(1) 条例第2条第2号ただし書に規定するものに係る請求であるとき。

(2) 条例第18条に規定する法令又は他の条例に定めがある公文書の公開に係る請求であるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき請求を却下したときは、当該却下に係る公文書の公開の請求をした者に対し、速やかに公文書公開請求却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（平16規則45・一部改正）

（公開決定通知書等）

第4条 条例第11条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第3号）
- (2) 公文書の一部を公開しない旨の決定 公文書部分公開決定通知書（様式第4号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定 公文書非公開決定通知書（様式第5号）
- (4) 公文書の存否の応答を拒否する旨の決定 公文書存否応答拒否決定通知書（様式第6号）
- (5) 公文書を保有しない旨の決定 公文書不存在決定通知書（様式第7号）

（公開決定期間延長通知書等）

第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第13条第1項に規定する通知は、公文書公開意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第13条第3項に規定する通知は、第三者に対する公文書公開決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（公開の実施方法）

第7条 条例第14条の規定による公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において行うものとし、公開の方法は、別表に定めるものとする。

2 電磁的記録の部分公開は、公開請求者が非公開部分の形態及び分量を把握できるよう別の文字、記号等に置き換え、公開請求者が部分公開の是非を争うことを可能にしなければならない。

3 公文書の閲覧又は視聴をする者は、関係職員の指示に従うとともに、当該公文書

を汚損し、又は破損しないよう、丁寧に取り扱いなければならない。

4 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(更なる公開の申出)

第8条 条例第14条第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 更なる公開の申出をする者の氏名、電話番号及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、名称、事業所の所在地、代表者の氏名及び電話番号
- (2) 既に公開を受けた公文書の名称
- (3) 条例第11条に規定する通知があつた日
- (4) 最初に公開を受けた日
- (5) 求める公開の実施の方法（公開決定に係る公文書の部分ごとに異なる公開の実施の方法を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの公開の実施の方法）
- (6) 公開決定に係る公文書の一部について公開の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- (7) 写しの送付の方法による公文書の公開の実施を求める場合にあつては、その旨

2 前項の場合において、既に公開を受けた公文書（その一部につき公開を受けた場合にあつては、当該部分）につきとられた公開の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めるにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(公開の費用)

第9条 条例第15条第3項に規定する規則で定める費用の額は、公開を受ける公文書1件につき、別表に掲げる公文書の種別ごとに、公開の実施の方法に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

2 前項に規定する費用は、前納しなければならない。

3 公文書の公開を受ける者が公文書の写しの送付を求める場合において、電子メールによる送付を希望する場合は送付に要する費用を無料とし、ファクシミリによる

送付又は郵送等を希望する場合は送付に要する費用を有料とする。この場合において送付に要する費用は、ファクシミリによる場合は1枚当たり5円とし、郵送による場合は郵送料をそれぞれ前納しなければならない。

(諮問した旨の通知)

第10条 条例第16条第4項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(平16規則45・一部改正)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第11条 条例第17条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する旨の裁決又は決定 公開決定に対する不服申立てを却下(棄却)する旨の通知書(様式第12号)

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定 公開決定等に対する不服申立てを認容する旨の通知書(様式第13号)

(公文書の検索資料)

第12条 条例第21条に規定する公文書の検索に必要な資料は、文書目録として、行政情報コーナーに備え付けるものとする。

(平16規則45・一部改正)

(実施状況の公表)

第13条 条例第22条に規定する実施状況の公表は、告示、市広報紙及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(平16規則45・一部改正)

(出資法人等への要請)

第14条 条例第24条に規定する規則で定める法人等は、一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社とする。

2 前項に規定する法人等は、必要があると認めるときは、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

(平16規則45・平18規則76・平25規則31・平26規則20・一部改正)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(芦屋市公文書公開条例施行規則の廃止)

2 芦屋市公文書公開条例施行規則（平成元年芦屋市規則第36号）は、廃止する。

附 則（平成16年10月1日規則第45号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第12号抄）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月20日規則第76号抄）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日規則第31号抄）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第11号抄）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第20号抄）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条，第9条関係）

(平26規則11・全改)

公開の実施方法及び交付に要する費用の額

公文書の種別	公開の実施方法	交付に要する費用の額等
1 文書又は図画（2の項に該	ア 閲覧	無料
	イ 複写機により複写したものの交付	複写する用紙は、日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）までに限る。

当するものを除く。)		白黒のものは、用紙1枚につき10円 カラーのものは、用紙1枚につき50円
2 写真フィルム	ア 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	無料
	イ 当該写真フィルムを印画紙に印画したものを複写機により複写したものの交付	複写する用紙は、A3判までに限る。 白黒のものは、用紙1枚につき10円 カラーのものは、用紙1枚につき50円
3 録音テープ	ア 専用機器により再生したものの聴取	無料
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき150円
4 ビデオテープ	ア 専用機器により再生したものの視聴	無料
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき200円
5 電磁的記録(3及び4の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの閲覧	無料
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	無料
	ウ 用紙に出力したものの交付	出力する用紙は、A3判までに限る。 白黒のものは、用紙1枚につき10円 カラーのものは、用紙1枚につき50円
	エ フロッピーディスクに複写したものの交付	1枚につき30円
	オ 光ディスク(日本工業規格X0606及びX62	1枚につき100円

<p>8 1に適合する直径が1 2 0ミリメートルの光デ ィスクの再生装置で再生 することが可能なものに 限る。)に複写したもの の交付 (CD-R)</p>	
<p>カ 光ディスク (日本工業 規格X6 2 4 1に適合す る直径が1 2 0ミリメー トルの光ディスクの再生 装置で再生することが可 能なものに限る。)に複 写したものの交付 (DVD -R)</p>	<p>1 枚につき1 5 0円</p>

備考

- 1 1の項イ, 2の項イ又は5の項ウの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。
- 2 この表に記載のない公開の実施に係る費用は, 公文書の種別を勘案し, 類似の公開の実施方法と同額とする。
- 3 複写したものの交付による場合, 交付部数は1部とする。

様式（省略）